

『絶縁油中 PCB 分析システム』

環境省公表技術

平成 23 年 5 月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より告示された「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版)」に記載されている簡易定量法のうち『加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/フロー式イムノセンサー法』の方法は、唯一の生化学的方法として認められたシステムです。



PCB 分析前処理装置



フロー式イムノセンサ



- 専門的要素が少ない
解析の知識が不要（クロマトグラム中のピークアサイン等が不要）
- 設備条件が平易
ガスボンベ設置等の許可申請が不要、主な条件は、空調設備のみ
- メンテナンスが簡易
高濃度試料測定後に起こるキャリーオーバーの影響を、自動洗浄機能の搭載により、自動でかつ数十分で復帰が可能

『主な活用事例』はこちら

現在、主にご使用いただいている事例をご紹介します。

無害化処理施設様でのご活用

廃棄物の処理及び清楚に関する法令津市港規則の一部改正に伴い、「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処分を業として行う場合には、処分する微量 PCB 汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備を設けること。」の要件が記載されています。

この PCB を分析をする設備に、弊社が提案します加熱多層シリカゲル／アルミナカラム／フロー式イムノセンサ法の PCB 分析システムをご使用頂いています。

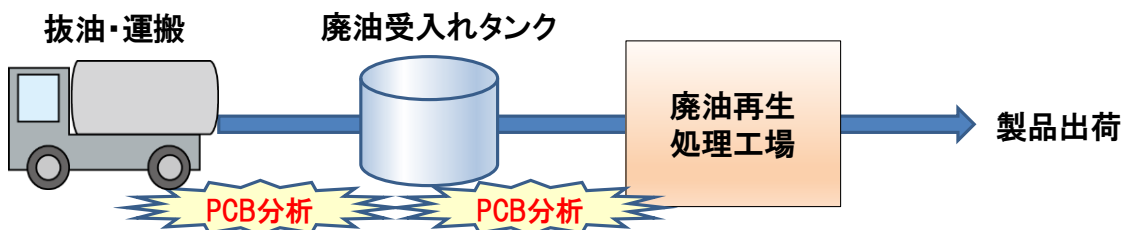
移動式の洗浄施設様でのご活用

大型あるいは老朽化している機器など、移動や搬出が困難な機器等については、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編によると、「移動式の洗浄施設を処理を行う場所に設置して処理を行う場合であっても、当該場所と同一の敷地内に分析設備を備えることが必要である。ただし、移動式施設設置場所での処理が短期間に終了する場合には、処理に伴って生じた洗浄液等に含まれる PCB 濃度の分析設備に限り、処理を行う場所の近隣に設置することを検討してもよい。」に記載があり、洗浄施設の移動が認められています。

オンサイトで洗浄工程の濃度推移をモニタリングするために、弊社の PCB 分析システムをご活用いただいています。

オイルリサイクル施設様でのご活用

再生油処理工場に PCB の混入を防止するために、廃油の受け入れ前、あるいは廃油受け入れタンク（処理前の貯蔵庫）中の廃油中の PCB 濃度の濃度管理をすることにより、廃油再生工場への PCB 混入を防止する目的でご利用いただいています。



当社は、分析業務を初めて実施されるお客様に数多くご使用いただいている実績がございます。PCB 分析の自社管理をお考えの際は、お気軽に弊社京都バイオ研究所までお問い合わせください。